

業債第47号(例)
2024年10月25日

国債元利金支払取扱店引受金融機関本部 御中
国債元利金支払取扱店

日本銀行業務局

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」の一部改正に関する件

無記名国債証券の残高および登録国債(出資・抛出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債および原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債にかかるものを除く。)の残高が皆無となったことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2024年11月8日から実施することとしましたので、通知します。

—— 本件は、「無記名国債証券および登録国債に関する今後の対応等について」(2024年2月27日付業債第12号)において改めてご連絡するとしていた規程改正です。

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続（在日外国銀行等用）」中一部改正

- 総目次を削る。
- 第1編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 1 0 0 はじめに
 - 1 1 0 この手続の適用
 - 1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧
 - 1 2 0 用語の解説・略称
 - 1 3 0 証票類の名称・略称・保管期間等一覧
 - 1 4 0 共通事項
 - 1 4 1 削除
 - 1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法
 - 1 4 3 消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

- 第2編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 2 0 0 削除

- 第3編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 3 0 0 削除

- 第4編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 4 0 0 削除

- 第5編目次を次のとおり改める（全面改正）。

目 次

- 5 0 0 雑則
 - 5 1 0 国債元利金支払取扱店の掲示
 - 5 2 0 失効証券類の取扱い
 - 5 3 0 削除
 - 5 4 0 位置、店舗名称および店番号変更に関する届出

- 第2編仕切紙を次のとおり改める（全面改正）。

第2編 削除

- 第3編仕切紙を次のとおり改める（全面改正）。

第3編 削除

- 第4編仕切紙を次のとおり改める（全面改正）。

第4編 削除

- 第5編仕切紙を次のとおり改める（全面改正）。

第5編 雑則

国債元利金支払取扱店の掲示および失効証券類の
取扱要領を定めている。

- 110を次のとおり改める（全面改正）。

110

この手続の適用

国債元利金支払取扱店（在日外国銀行または歳入代理店契約を締結していない信託銀行）における国債事務は、別に定めのあるものを除き、この手続により取扱う。

なお、無記名国債証券および登録国債に関する照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

この手続の利用上の参考事項など

利用上のその他参考事項

- 共通事項など当該事務の取扱いに関連する事項は、「⇒○○○参照」としてその定められている個所を具体的に示してある。
- この手続に用いられている用語の略称は、**120 | 用語の解説・略称**に定めている。
- 国債復代理店は銀行代理業者等に設置することが可能となったが、現在日本郵便株式会社（以下「日本郵便会社」という。）のみ国債復代理店を設置しているため、当分の間、この手続には日本郵便会社の国債復代理店固有の事務取扱方法を規定する。

この手続以外の定め

- 国債事務の取扱いに関する日本銀行業務局からの通知類

- 1 1 1を次のとおり改める（全面改正）。

1 1 1 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店において取扱うことができる国債事務の範囲は、次のとおりとする。

- 印－取扱ってよい。
- △印－自店を支払場所とするもの、または自店が新たに支払場所となるものに限り取扱ってよい。
- ▲印－自店を支払場所とするものに限り取扱ってよい。
- ×印－取扱うことができない。
- －印－取扱いにかかる照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

事務の種類	取扱機関			国債元利金支払取扱店	
	日本銀行本店・支店	代理店	国債代理店・国債復代理店	在日外国銀行等	金融商品取引業者等
1. 無記名国債の発行 〔応募金額の報告の受付、払込金額の受入等〕	○	×	×	×	×
2. 無記名国債証券の各種請求 ●失効証券類の受入 ●失効証券類の受入以外	○ —	○ —	○ —	○ —	○ —
3. 登録国債の各種請求	—	—	—	—	—
4. 記名国債証券の交付 ●新規発行証券の交付 ●証券の発行取消	○ ○	○ ○	× ×	× ×	× ×
5. 記名国債証券の各種請求 (1) 各種請求 ●元利金支払場所変更の請求 ●記名変更の請求 〔相続による記名変更・改氏名・字体等訂正〕 ●証券・利賦札滅紛失の届出 〔代証券交付・元利金支払の請求、滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。〕 ●汚染き損証券引換の請求 ●改印の届出 ●住所の変更	△ ○ ○ ○ △	△ △ ○ ○ △	△ △※1 △※2 △※2 △ △	× × × × ×	× × × × ×

事務の種類	取扱機関			国債元金支払取扱店	
	日本銀行 本店・支店	代理店	国債代理 店・国債 復代理店	在日外国 銀行等	金融商品 取引業者等
●行為能力に関する届出	○※4	△	△※1	×	×
●相続財産管理人または相続 財産清算人の選任に関する 申出	△	△	△	×	×
(2) その他					
●印鑑票または氏名等届出書 の更新	△	△	△※5	×	×
●印鑑票または氏名等届出書 の再製	▲	▲	▲	×	×
●発行取消に関する支払済証 明書の発行	▲	▲	▲	×	×
●証券の送付請求	○	○	△※5	×	×
●失効証券類の受入※6	○	○	△※5	×	×
6. 元金金の支払					
●記名国債証券の元利払 (買上償還を含む)	▲	▲	▲	×	×
●記名国債証券元金金の送金 請求	▲	▲	▲※5	×	×
●無記名国債証券および登録 国債の元利払(関係事務を含 む)	—	—	—	—	—

※1 日本銀行支店、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）だけを行い、処理は日本銀行本店が行う。

※2 ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店において、証券・利賦札滅紛失の届出（滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。）および汚染き損証券引換の請求があった場合には、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）を行ったうえで、関係書類を日本銀行本店へ送付することとしている。なお、滅紛失証券・利賦札にかかる代証券交付・元金金支払の請求にかかる受付および取次ぎは行っていない。

※3 証券・利賦札滅紛失の届出、または汚染き損証券引換の請求と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。

※4 行為能力に関する届出と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。

※5 日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令（昭和41.7.8大蔵省令第44号。）により、当分の間、ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店を除く。

※6 滅紛失証券・利賦札の発見届による分を含む。

- 120の無記名国債中、該当する国債名称を削る。
- 120の利付国債と利札中、無記名国債証券の様式例（利付国債）参照を削る。
- 120の割引国債を削る。
- 120の 国債証券の様式例 を削る。
- 130を次のとおり改める（全面改正）。

130 証票類の名称・略称・保管期間等一覧

証票類の名称・書式No.（用紙寸法）・記載例（例示）の掲載個所・略称・保管期間は次のとおり。

名称欄の○印分は、国債元利金支払取扱店引受先で調製する証票類
⇒ 日本銀行ホームページの国庫・国債事務関連の書式ファイル集に参考書式を掲載

書式 No. (用紙寸法)	名 称	記載例の 主要掲載 個所	略 称	保管期間
330 (A) (←)	登録国債元金支払通知書	———	元金支払通知書	5 年
337 (A) (←)	登録国債利子支払通知書	———	利子支払通知書	5 年
334 (A5)	登録国債元利金振込関係依頼書	———	振込関係依頼書	10年
301 (A5)	国債元利金送金請求書	———	送金請求書	5 年
106 (A5)	○失効証券類受付書 失効証券類受領書 失効証券類送付書	420	——— ——— ———	1 年 ——— ———

*証票類は、用済後自行で定めた方法により整理したうえ、上記の期間保管する。

- 1 4 1 を次のとおり改める（全面改正）。

1 4 1 削除

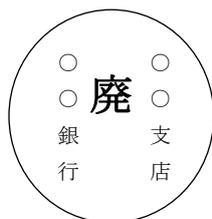
- 1 4 2 を次のとおり改める（全面改正）。

1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法

①廃印の押なつ

- 回収した証券・利札には、その受領後直ちに押なつ例により廃印を明りょうに押す。

[廃印のひな形]



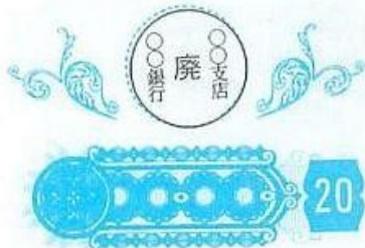
- ① 大きさ 直径 20 mm
- ② 店名表示 略称を使用してよい。
(略称の例示)
○○銀行東京支店 → ○○銀行・東京
- ③ 赤色系統の色は使用しない。
* 廃印は自行で調製する。

(廃印の押なつ例)

● 無記名国債証券の本券部分のみの場合



● 無記名国債証券の利札部分のみの場合



● 付属利札のある証券の場合



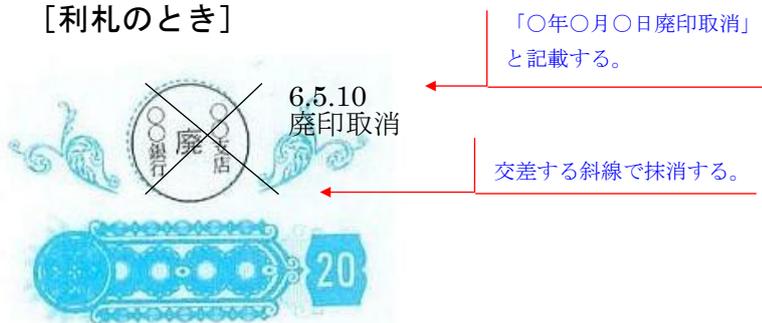
② 廃印の取消方法

○ 証券・利札に誤って廃印を押したときは、次の方法により廃印を取消したうえ、証券・利札を請求者に返す。

[証券のとき]



[利札のとき]



* 日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店が誤って押した廃印を取消するときも、上記と同様の方法による扱いとしている。

- 200を次のとおり改める（全面改正）。

200	削 除
-----	-----

- 300を次のとおり改める（全面改正）。

300	削 除
-----	-----

- 400を次のとおり改める（全面改正）。

400	削 除
-----	-----

- 520中「失効証券類の取扱」を「失効証券類の取扱い」に改める。

- 520を横線のとおり改める。

失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けた場合には、以下のとおり取扱うこととなる。もつとも、当該取扱いは発生頻度が僅少となることから、業務局営業・国債業務企画グループに照会のうえ、その指示により取扱うこととして差支えない。

事務手順	取 扱 要 領
① 失効証券類の受入	<p>○ 失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けたときは、なるべく提出させるよう取計らう。</p> <p>* 失効証券類とは、消滅時効完成により効力を失った証券・利札をいう。</p> <p>⇒ <u>消滅時効完成により効力を失った無記名国債証券については、日本銀行ホームページの消滅時効完成銘柄 参照</u></p> <p>⇒ 略（不変）</p> <p>* 略（不変）</p> <p>以下略（不変）</p>

失効証券類受付書の記載例

以下略（不変）

- 530を次のとおり改める（全面改正）。

530

削除